名古屋市告示第204号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5ア、第45号の6ア 及び第45号の6の2アの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例(平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」 という。)第17条第45号の5ア、第45号の6ア及び第45号の6の2アの市長が 告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、令和6年名古屋市告示第193号は廃止します。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

条例第17条第45号の5ア、第45号の6ア及び第45号の6の2アの市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類の交付を受けた建築物とする(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合している場合に限る。)。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書
- (2) BELS (建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項 及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事 業者等が遵守すべき事項 (令和5年国土交通省告示第970号)に基づきー 般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表 示制度)に基づく評価書

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課